

**柴田町住民自治によるまちづくり基本条例に基づく  
まちづくりの実施状況の検証に関する報告書**

**平成30年3月28日**

**柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会  
(平成26年度～平成29年度)**

## <目 次>

報告にあたり	2
Ⅰ はじめに	3
Ⅱ 審議会からの提言	4
1 行政運営への参加のあり方について	4
2 地域計画に基づく地域活動への支援について	7
3 今後の課題について	10
住民自治によるまちづくり基本条例審議会委員名簿	11

## 報告にあたり

柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会（平成26年～29年度）委員として、平成26年12月に拝命を受け、3年3か月にわたり、延べ10回の審議会を開催し、住民自治によるまちづくり基本条例（以下「基本条例」）に基づく参加と協働のまちづくりの状況について検証してまいりました。

調査、検討にあたっては、資料に基づき慎重に議論を重ねました。基本条例で規定する範囲は非常に多岐にわたりますが、効果的な仕組み、制度及び事業等が展開できるよう、議論の焦点を絞り、報告書としてまとめました。

内容につきましては、審議会における検証結果について報告書という形でまとめたものですが、日々状況が変化し動きがある“まちづくり”という性質上、基本条例に基づく政策の立案、実施については、本報告書を基調としつつも、より多角的な視点からの検討が必要です。また、ここに記されたこと以外にも検討すべき課題も多く残されていると思います。

この報告書は、基本条例第33条第2項に規定される審議会から町長へ対する「提言」であり、柴田町におかれましては、この報告書を生かし、より一層基本条例に基づく参加と協働のまちづくりを進められることを期待いたします。

## I はじめに

柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会(平成26～29年度)(以下「当審議会」という。)は、“生き生きとした住みよいまちの実現”という基本条例の目的実現に向けてまちづくりが行われているか、その状況を定期的に検証し、課題を明確にするとともに、必要な提言をするという趣旨に基づき、平成26年12月以降、延べ10回の審議会を開催し、柴田町の参加と協働のまちづくりの進捗状況等について、調査、検討を行った。

年度	回	開催月日	調査・検討内容
平成26年度	第1回	12月5日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・辞令交付</li> <li>・審議会の組織、運営、審議内容について</li> </ul>
	第2回	3月13日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政運営への住民参加について(審議会等の住民公募制度)</li> </ul>
平成27年度	第1回	6月25日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政運営への住民参加について(審議会等の住民公募制度)</li> </ul>
	第2回	9月10日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政運営への住民参加について(審議会等の住民公募制度)</li> </ul>
	第3回	11月18日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政運営への住民参加について(審議会等の住民公募制度)</li> </ul>
	第4回	1月21日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政運営への住民参加について(審議会等の住民公募制度)</li> </ul>
平成28年度	第1回	9月27日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政運営への住民参加について(審議会等の住民公募制度)</li> <li>・平成28年度の審議事項について</li> </ul>
	第2回	1月30日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公募委員候補者登録制度の確認</li> <li>・地域コミュニティについて</li> </ul>
平成29年度	第1回	7月26日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域コミュニティについて</li> </ul>
	第2回	3月28日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書の提出(答申)</li> </ul>

## Ⅱ 審議会からの提言

当審議会は、基本条例に規定されている重要な項目の中から、制度等の運用状況について検証を行った。審議の結果、次の2項目について当審議会から提言する。

- 1 行政運営への参加のあり方について
- 2 地域計画に基づく地域コミュニティ活動への支援について

### 1 行政運営への参加のあり方について

#### (1) 審議会等への参加の現状に関する審議委員の意見

行政運営への住民参加の手段である審議会等への参加の方法として、委員や傍聴者としての参加があるが、柴田町の審議会等の現状を見るとどちらも課題がある。数が多いから町民が関心を持っているとは一概には言えないが、一つの指標として公募委員や傍聴者の人数は少ない状況である。

その原因として、審議会等の議題の内容が難しく、審議会等の委員となるためには高い専門性が求められるイメージがあり、住民が委員として参加したり傍聴したりする段階で、ハードルの高さを感じさせてしまっていることが挙げられる。

#### (2) 審議会等への住民参加を活発にするために

柴田町が条例を根拠に設置している審議会等は21審議会あり、その内公募委員を募集しているのは4審議会である。公募委員を募集している審議会がこの程度しかなくて、はたして住民参加を進めていると言えるだろうか。町として住民参加を活発にするためには、審議会等に公募枠を増やすべきである。また、審議会等の審議内容については、現行の条例の検証も大切であるが、これからの柴田町の制度や方針を考えるような内容も盛り込まれていると、住民の参加意欲が湧くのではないだろうか。

住民が行政運営に参加するにあたり、住民の意識として、まず一番大切なことは家庭で、次に地域、その次に社会というプロセスを踏んで行政運営へ参加することになる。柴田町の地域コミュニティで活躍している人材は豊富にいるので、地域コミュニティ活動と町の公的な活動との溝をどう埋めるべきかが課題である。お知らせ版やホームページで公募委員の募集はしているものの、地域で活動している人で行政運営へ参加する可能性がある人にその情報が伝わっているか疑問が残る。そのために審議会等への住民参加の機会の提供として、無作為抽出による公募委員候補者登録制度の導入について審議することとなった。

#### (3) 公募委員候補者登録制度について

当審議会では行政運営への住民参加を進めるためのひとつの方法として「公募委員候補者登録制度」について検証し、柴田町における審議会の現状や先進自治体の

取り組みなどを参考にしながら、柴田町にあったものとなるよう慎重に議論を重ねた。

### 1) 行政運営への住民参加（審議会等への住民参加）について

住民自治によるまちづくり基本条例では、まちづくりの主役である住民が自らの役割を自覚し、取り組めるよう、町は住民の意思を「まちづくり」に反映できる仕組みを充実させるとともに、これまで以上に「まちづくり」における住民の参加の推進に努めることとしている。参加の促進が担い手間の信頼を深め、協働による「まちづくり」を加速させ、町が未来へ持続的に発展するための基盤となるという考え方に基づいている。

現在でも審議会等への住民参加を推進するために、公募委員の募集や、会議の告知等を行っているが、これまでよりも自由に参加でき、参加しやすい環境をつくることによって、より住民参加が活発になることが期待できる。

「行政運営への住民参加」は、審議会の公募委員の応募だけではなく、各種説明会や懇談会等への参加、パブリックコメントや町長へのメッセージなど意見を表明することによる参加、住民ワークショップ等への参加など多様であるが、どれも充実させていくことが重要である。

## 住民自治によるまちづくり基本条例における関係規定

### まちづくりの基本

第5条 まちづくりは、情報共有に支えられ、参加及び協働により進めることを基本とします。

2 (略)

### 参加によるまちづくり

第7条 担い手は、まちづくりの参加の輪を広げるため、誰もが自由に参加できる環境づくりに努めるものとします。

2 (略)

### 行政運営の透明化

第25条 行政機関は、住民等及び議会との信頼関係を深めるため、次のことに留意し、行政運営の透明化を進めるものとします。

(1) ～ (3) 略

(4) 審議会その他の行政機関の附属機関及びこれに準ずるもの（以下「審議会等」といいます。）の会議は、公開を原則とし、その議事の概要を公開すること。ただし、会議を公開することが適当でないと認められるときは、この限りではありません。

## 行政運営への参加の促進

第26条 行政機関は、住民等とともにまちづくりを進めるため、次のことに留意し、住民等の行政運営への参加を進めるものとします。

(1)・(2) 略

(3) 審議会等の組織の構成員は、原則として公募枠を設けること。ただし、公募することが適当でないと認められるときは、この限りではありません。

2 行政機関は、参加の仕組みを検証し、充実していくよう努めるものとします。

### 2) 柴田町らしい「公募委員候補者登録制度」について

法令や条例に基づき設置されている審議会等で、委員構成に定めがあり、住民が参加可能な審議会等は、21審議会のうち4審議会である。また、公募枠を設けていても「応募する住民が少ない」「再任が多い」「60歳代以上の方がほとんどである」など課題が多く住民参加が進んでいるとは言えない状況である。審議会等の傍聴や議事概要の公開も一部の審議会等にとどまっている。

審議会等への住民参加を、進めるための具体的な仕組みとして、公募委員候補者登録制度（以下、「登録制度」という。）を検討し、地域の特性に合ったものとしてまとめた。

#### ① 登録制度の意義

- ・行政へ参加する機会の保障
- ・日頃の暮らしを基点とする町民目線、感覚の導入により、専門家目線から出にくい意見への期待（住民の声を生かす）
- ・地域の暮らしと町をつないでいくパイプのひとつとしての期待
- ・行政参加のきっかけづくり、裾野の広がりへの期待（行政への関心を高める）
- ・住民と町の信頼関係の向上（相互理解）
- ・協働の促進

#### ② 登録制度の概要

登録制度は「公募委員候補者登録簿」（以下、「登録簿」という。）にあらかじめ住民を登録し、審議会等の改選時期など新たな委員を選任するときに、登録簿から委員を選任することができる制度である。

登録簿への登録方法は、「無作為抽出方式」「地域推薦方式」「個別申出」の3つである。

「無作為抽出方式」は、住民基本台帳から1,000人を受作為に抽出し、登録制度・登録簿登載についてのアンケートを送付、登録したいと回答をした方を登載する。

「地域推薦方式」は、行政区（住民）や町内企業（従業員）、仙台大学（学

生)へ推薦依頼を行い、推薦があった方を登載する。

「個別申出」は、上記の2つの方法で登載されなかった方でも申し出ることによって随時登録できる。

登録簿への登載は分野ごとに、順番をランダムにして登載する。登録簿の登録期間は2年間とし、2年ごとに当初手続きに準じて登録者の登録を行う。登録簿に登録されている方は登録期間が終わるときに、登録の継続の意思確認が行われ、継続する場合は、次期登録簿に継続して登録される。

登録簿からの選任方法は、審議会等の委員改選などがあったときに所管課が登録簿の開示を依頼し、登録簿の登録番号順に委員就任の依頼を行う。委員就任依頼のあった住民は、審議会の内容や開催される主な日程や時間等を加味し、委員の承諾・不承諾を判断する。登録簿で委員就任依頼をしたが、委員が規定数に満たない場合は一般公募を行う。

### 3) 登録制度に期待する効果

上記のとおり登録簿に登載する方法は、「無作為抽出方式」「地域推薦等方式」「個別申出」の3つである。今までの委員の公募は、改選の時期に広報誌やホームページを開いて、目に留まった人が応募することしか、参加の機会の提供ができていなかったが、「無作為抽出方式」は直接アンケートが届くことにより目に留まる確立が高くなる。「地域推薦等方式」では、地域コミュニティや会社などで活躍している人材と行政運営との溝をなくすことができる。「個別申出」は募集期間を通年で随時登録することが出来るということにしているため、時間的な参加の機会拡大が図られる。このように、より自由に参加できる環境を作ることによって、住民の行政運営への参加の機運が高まることが期待される。

## 2 地域計画に基づく地域活動への支援について

### (1) 地域活動への支援について

平成22年4月1日より施行された本条例において、「地域コミュニティ」や「地域計画」、「地域コミュニティへの行政支援」について定められている。

「地域コミュニティ」(区会、町内会、自治会)を最も重要な自治活動の基盤と位置づけ、その活動は地域の資源や特性を活かして地域の課題解決に向けて協力して行動し、文化や伝統を守り、育み、継続性をもった活動を実践するものとしている。

「地域計画」は、地域コミュニティの運営組織が地域の住民等と協力して地域の将来像を実現するために策定する計画である。住民等の役割分担や協働、住民等の参加などに留意し、事業に取り組みされている。5年後を目標年度に定めた地域計画が平成25年度前後にすべての地域で策定された。



地域に対する行政の支援として、情報提供や地域計画作成時の助言、その他支援する仕組みの充実に努めることとしている。町では、地域コミュニティへの財政的な支援として平成23年度よりコミュニティ助成交付金を交付していた。平成25年度からは、今まで別々に手続きしていた「コミュニティ助成交付金」「敬老会事業に対する補助金」「道路愛護事業に対する補助金」「防犯灯設置事業に対する補助金」「地域計画策定補助金」を一つにまとめた現行の「地域づくり補助金」の制度が始まった。

地域づくり補助金制度は、各地域コミュニティで策定した地域計画に基づく事業に対して補助するもので、地域計画更新事業・ソフト事業（一般・特定）・ハード事業のメニューで、地域コミュニティが当該年度の実施事業について申請して補助する制度である。平成25年から開始して、年々申請額が増加していることから、地域に根ざした制度として課題解決や将来像の実現に向けて活用されていると推察できる。

しかし、補助金事務を担当するまちづくり政策課からの報告によると、申請額は増加しているものの、申請手続きに訪れる地域コミュニティの代表や、役員からは「申請手続きが複雑で面倒」「事業ごとに限度額が設定されているが、もっと地域の裁量に任せてほしい」「自己負担分を確保することが出来ず、限度額まで申請することが困難だ」という声があるとのことであった。そこで、当審議会は地域づくりに対する町の支援のあり方について検証することとした。

## (2) 地域づくり補助金の見直しの観点

- 1) 地域計画で5年間の活動について計画しているが、補助金申請時から完了まで一連の書類を整理しなければならず、地区役員の負担となっており、手続き面での簡略化に対する意見が多く寄せられている。
- 2) 現在は、メニューごとに補助率・限度額を設けて補助申請手続きをしているが、地域の課題は地域ごとに多様であることから、ある程度地域の裁量に任せたりやり方で支援できるような仕組みづくりをするべきである。
- 3) 補助事業については、自己負担金が発生することから、規模の小さい地域は自己資金が準備できず取り組めないという課題がある。
- 4) その他として、制度を見直すにあたり、集会所の修繕についてなど、町がやることと地域がやることをはっきりと区別する必要がある。

これらを踏まえ、地域がより活発になるための支援策として、「地域づくり交付金制度（案）」について下記のとおり検討した。

## (3) 地域づくり交付金制度（案）について

### 1) 一律交付金化

地域コミュニティには、人口や土地面積などの大小はあるが、実施している

事業の内容はどこも同じような内容になっている。人口が多く、自治会費を多く確保できるところは財源が豊かだが、人口が少ないところは財源が厳しく、一世帯あたりの自治会費を高額にして賄っているのが現状である。また、柴田町全域の地域において防犯灯の設置やゴミ集積所の改修、集会所の修繕ほか維持管理などの負担が大きくなっている。そこで、地域づくり交付金(案)では、交付金額を全地域一律交付とし、地域コミュニティとして優先的に取り組むべきと判断した地域の課題に対して使えるような制度とするべきである。交付金額については、現状のソフト事業とハード事業の補助限度額の合計の35万円をベースとし、最終的には予算の範囲内になると思慮するが、一律交付とするための説明を果たす必要がある。

## 2) 自治会等裁量幅の拡充

現在の補助金は、申請の段階で対象事業を確認しながら補助金用の予算書を作成し、見積りなどを用意して、補助金対象事業を確定してから補助金申請して取り組んでいた。交付金では、対象とならない事業及び経費をはっきりと提示し、それに該当しないものであれば、地区の裁量で使えるようにすることで、地域課題に対して柔軟に対応できるようになる。

## 3) 手続きの簡素化

各地域コミュニティでは、地域計画が策定され、年度別事業計画や収支予算も総会において資料に盛り込まれ、構成員から承認を受けている。会計や監査制度も設けられ、一定の自治機能が働いている状況である。

地域コミュニティで整備されるこれらの資料は、交付金申請に充足するものとして最大限活用できるものである。これまでの複雑な申請手続き書類を、通常整備している資料に置き換えることで地域コミュニティの負担軽減につながると考える。

なお、地域コミュニティと行政のやり取りを重ねることで、地域コミュニティ運営が醸成され、地域自治組織体の更なる育成が期待できる。

### Ⅲ 今後の課題について

#### 1 公募委員候補者登録制度

##### (1) 公募枠の設定（統一基準による条例・要綱等改正）

審議会等の所管課は審議会等を新たに設置し、または審議会等の委員を改選するに当たっては、法令等により委員の資格が定められている審議会等や特に専門的な技能等が要求される審議会等を除き、委員の一部を公募により選任する制度づくりが必要である。対象とする審議会等は条例や要綱等により設置された審議会、懇話会、協議会等を含み、町職員のための庁内検討委員会及び特定事業のための実行委員会は除く。原則として、審議会等の委員定数の1割以上が公募委員となることが望ましい。

##### (2) 公開関係のルール（傍聴できる・しやすい環境、議事概要の公開）

傍聴者が傍聴しやすい環境づくりにこころがけ、会場の傍聴席、閲覧・配布資料の用意、開催の周知方法などを考慮すること。審議会等の傍聴についての共通のルール作りをする。公開・非公開に関わらず審議会終了後速やかに会議録を作成すること。審議会は広く公開するものとし、公開できる審議会については町ホームページにて会議録を掲載すること。非公開とする審議会については、非公開とした理由を添えること。

##### (3) 住民が審議会に参加しやすい環境づくり

###### ① 審議会資料の事前送付の徹底

審議会が開催される1週間前までを目安に審議会委員に送付し、自分の意見を考える時間を考慮する。説明を受けなくてもある程度分かるような、専門用語をできるだけ使わない、使う場合は説明を入れるなど工夫して資料づくりをする。

###### ② 審議会開催の日時設定

審議会を開催する場合は、公募委員や傍聴人が参加しやすいような曜日・時間帯を考慮して開催日時を決定する。

###### ③ 社会的弱者等への考慮

審議会等は車椅子使用や身体に障害・不自由がある方への対応や託児など、就任に当たって配慮をする必要がある。

#### 2 地域づくり補助金の見直しは地域コミュニティへ丁寧な説明を重ねること

補助金から交付金へ制度が変わることになるので、大きな変更点である交付金額の一律交付金化や交付金の対象事業について地域コミュニティの裁量で使用できるようになること、事務が簡素化される上での変更点などについて地域コミュニティの代表者へ丁寧な説明を重ねて、制度を策定すること。

**住民自治によるまちづくり基本条例審議会委員名簿**  
(平成26～29年度)

(敬称略)

No.	区 分	氏 名	役 職 等
1	学識経験のある者 (1号委員)	えんどう やすお 遠藤 保雄	仙台大学上級研究リサーチャー、 同東京事務所長
2	〃	なかじま きよみ 中嶋 紀世生	宮城大学地域連携センター 地域振興事業部 調査研究員
3	公募による住民 (2号委員)	さとう まさひさ 佐藤 正壽	
4	〃	さわだ かつひろ 澤田 勝弘	
5	〃	まつかわ じゅんいち 松川 純一	平成28年3月 辞任
6	〃	しこだ せいぞう 志子田 清蔵	
7	その他町長が特に 必要と認める者 (3号委員)	よねたけ ちかこ 米竹 知賀子	西住生活学校委員長
8	〃	むらやま なおこ 村山 菜穂子	西船迫四丁目町内会会計兼幹事
9	〃	もり としこ 森 淑子	第9A区婦人防火クラブ会長 しばた匠まつり実行委員 平成29年3月 辞任

(事務局)

役 職	氏 名	備 考
事務局長	鈴木 仁	まちづくり政策課長
事務局員	水戸 浩幸	〃 課長補佐
〃	駒板 翔太	〃 主事